

産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 への 「有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ」の設置について

平成 28 年 10 月 14 日
経済産業省産業技術環境局
環境指導室

1. 設立趣旨

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。)は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としているが、法制定から 20 年以上が経過し、法の規制対象となる非鉄金属二次資源の国際取引が増大するなど、当時と比べて状況が大きく変化している。

こうした中、輸出した使用済鉛蓄電池の不適正処理などの環境保全面の課題や、電子部品スクラップ等の輸入におけるバーゼル法に基づく手続に起因した諸外国との競争環境の不利などの課題が顕在化している。

これらの課題への対応については、日本再興戦略 2016 (平成 28 年 6 月閣議決定)においても、「規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる」ことが求められている。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会の下に有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ(バーゼル法WG)を設置し、バーゼル法の施行状況等を確認しつつ、法に基づく輸出規制の適正化及び輸入手続きの緩和等、規制の在り方を審議する。

2. 検討事項

バーゼル法の施行状況等の課題の確認及びそれを踏まえた規制の在り方について検討を行う。

3. 当面の予定

平成 28 年 10 月以降に数回開催し、平成 29 年初めに報告書を取りまとめ